

常軌を逸する訴

全日海執行部は人事抗争から内部統制、強権体質へ向かった。執行部に歯向かう者は人事権の濫用で、生活と言論を封じ込める。裁判に負けても止めない。

裁判が仕事のように

「私の居た頃の全日海には裁判など無かった。問題があれば本人を呼んで中止・警告すれば解決したものです。それでも解決しない場合は統制委員会や全評で決するのが組合の伝統でした。自治を超えて裁判所に判断を頼るなどは恥ずかしい限りです」（全日海執行部員OB、羅針盤第18号6頁）

全日海の裁判沙汰は2008（H20）年から始まった。今や年に3～4件の裁判を争っている。裁判が仕事といっても良い。

石川整執行役員の解雇裁判

2012（H24）年1月12日に全日海本部の外航部職員（執行員）の石川整氏がパソコンの私的利用を理由に解雇を言い渡された。同氏は1年前に副部長からヒラ（執行員）に降格されたばかりだった。石川氏は2カ月後の3月に全日海の「解雇無効」

「地位保全」を求めて東京地裁に提訴した。結果は石川氏が勝利した。全日海は裁判の途中で石川氏の言い分を認めた（認諾）。石川氏は職場に復帰し、専任事務職員として関西地方支部（神戸市）に赴任した。専任事務職員は労使交渉などに関わらず、実質的な降格だった。

藤澤洋二組合長の統制処分裁判

藤澤洋二組合長は部下の田中伸一・森田保己両副組合長らとの確執から、2013（H25）年9月20日の全国評議会で統制処分（更迭）が決まった（賛成39、反対4、無効3票）。決定後、藤澤氏は即座に解雇され、組合本部から退去を命じられ、健康保険証も取り上げられた。これに対し、2013（H25）年9月、藤澤洋二組合長が統制処分（3カ月の全権利の停止）の停止を求める仮処分を東京地裁に申請した。10月30日、東京地裁は「統制処分は組合規約に関することで、全日海の最高決定機関の全国

訟件数

裁判記録に見る 全日海の人権抗争(3)

大会の開催を待つこと」と却下した。

全国大会は2013(H25)年11月6日に長崎で開催され、藤澤洋二組合長の二つの規約違反が糾弾された。一つは「組合規約の解釈を外部(弁護士)に相談したこと」。もう一つは「(大内教正組合長・田中伸一副組合長ら)による新執行部を批判するメールを特定の人物に発信したこと」だった。

大会で藤澤氏は「専門家(弁護士)の意見を参考に聞いたまで。相談料は自腹で払った」、「誰かが私のメールをつまみ食いして編集して流した。そんなメールを出した覚えは無いし、組織の分裂など企てたこともない」と弁明した。

しかし、無記名投票の結果〔賛成304名(委任票136名)、反対61票、白票9票)、藤澤氏の言い分は通らなかった。「委任票は投票から、はずすべきだ」と代議員からの問題指摘は聞き入れられなかった。委任票をタテに執行部は思いのままの決定をした。

藤澤氏は2013(H25)年12月19日に東京地裁に申請した仮処分と同じ内容で再度、本訴に踏み切った。

結果は2015(H27)年1月9日に和解した。全日海が藤澤前組合長に満額の退職金(約3,000万円)を支払うことを約束したので、

藤澤氏が提訴を取り下げた。藤澤氏は難病で長期入院を余儀なくされていたこともあって和解を選んだ。

渡辺長寿執行部の降格・減給裁判

2013(H25)年11月6日の長崎大会で藤澤氏が統制処分を受けたことに対して渡辺長寿執行部員(48才)が疑義を唱えた。それが執行部の怒りを買った。大会後、「(全日海)の従業員としてあるまじき発言だ」(松浦満晴中央執行委員)として、2013(H25)年12月に減給1カ月の処分を受けた。これに対し渡辺氏は「減給撤回」と「2010(H22)年に大阪支部長から執行部員に降格され、根室事務所に左遷されたこと」、「機関会議への出席を停止されたこと」などの撤回を求めて東京地裁に提訴した。

2014(H26)年5月13日の第1回公判で渡辺氏は次のように陳述した。

「労働組合は、色々な考えの人が結集し、互いに尊重し合い、自由闊達な議論を闘わすことで発展していくはずです」
「私が心配するのは標的にされた者に同情すると、次は自分に害が及ぶことを恐れ、見て見ぬ振りをする風潮が蔓延し、執行部同士の友情や人間関係が希薄になっていくことです」

「2010(H22)年の全国大会以降、降格などの陰湿な人事異動が相次ぎ、先輩や後輩、数多くの仲間が全日海を去りました。悔しさと不安から眠れない夜を何日も過ごしました。執行部による人事権の濫用は増長するばかりです」

「私に対し、行われて来た全日海執行部の見せしめ的な処分を撤回させることで、執行部員や事務職員、現場組合員に勇気を与えたいと思い、提訴を決意しました。この裁判が組合民主化の一步となり、以前のように『笑顔の溢れる海員組合』に戻れるよう、願って止みません」

傍聴していた全日海執行部OBらが渡辺氏の勇気ある発言・行動に賛同し、応援することにした。2014(H26)年10月1日に中西昭士郎氏(元全日海組合長)、井出本榮氏(同)ら14名のOBが『渡辺長寿君を励ます会』を発足させた。

判決は2016(H28)年2月23日に言い渡された。渡辺長寿執行部員の勝利だった。東京地裁は渡辺氏の請求を全面的に次の通り認めた。

①2011(H23)年1月発令の北海道地方支

部長の解任は無効とする

②2013(H25)年12月発令の減給1カ月10%の処分は無効とする

③2014(H26)年2月発令の機関会議への出席停止措置は無効とする

④月額給与・期末手当の差額および年5%の遅延損金を支払え

⑤全日本海員組合と被告・松浦満晴(中央執行委員)は慰謝料100万円と弁護士費用10万円を支払え

裁判長は組合員の言論の自由について次のような判断を示した。

「組合員の有する言論の自由は最大限尊重されるべきであって、統制処分の対象にならない。執行部や組合方針への批判が事実に基づくものである限りは」

全日海執行部は上告を断念し、東京地裁の判決は確定した。

役目を終えた『渡辺長寿君を励ます会』は、2016(H28)年11月に『海員組合を良くする会』(会長・井出本榮元組合長)と名前を変えて全日海の民主化運動を引き継いだ。

(つづく)

